各務原市職員の人事評価に関する苦情処理に関する要綱

（平成２８年３月３０日決裁）

（趣旨）

第１条　各務原市職員の人事評価実施規程（平成２８年訓令第２号）第１４条第４項の規定に基づき、職員の人事評価に関する苦情処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（苦情処理の申出）

第２条　各務原市職員の人事評価実施規程第１４条第４項の規定による苦情処理の申出は、苦情処理申出書（様式第１号）によるものとする。

（委員会）

第３条　苦情処理の内容を審査するため、人事評価苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、次に掲げる事項について審査する。

（１）申出があった苦情処理に係る人事評価の結果の妥当性及び再評価の必要性に関する事項

（２）その他市長が必要と認める事項

（委員会の組織）

第４条　委員会は、委員長及び委員３人をもって組織する。

２　委員長は、人事担当課に関する事務を担任する副市長以外の副市長とし、会務を総理する。

３　委員は、部長、次長又は課長の職にある者のうち、審査の対象となる人事評価の評価者又は調整者でない者の中から、委員会の会議（以下「会議」という。）の都度市長が任命し、審査終了後、解任されるものとする。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

５　委員長及び委員は、申出があった苦情が自己の関係している評価については、そ

の議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができるものとする。

６　会議の運営は、公正かつ公平に行わなければならない。

（審査結果の通知等）

第６条　委員会は、申出があった苦情処理に係る人事評価の結果の妥当性及び再評価の必要性について審査し、苦情処理審査結果通知書（様式第２号）により苦情の申出人、評価者及び調整者に対して通知するものとする。

２　委員会は、当該審査の結果を、任命権者に対して苦情処理審査結果報告書（様式第３号）により報告するものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２４日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２７日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年９月３０日決裁）

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則（令和８年３月１３日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

苦情処理申出書

年　　月　　日

（任命権者）　宛

申出人（氏名）

以下のとおり苦情を申し出ます。

１．申出人

所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．申出人の評価者及び調整者

第１次評価者　所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２次評価者　所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調整者　　所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．申出の具体的な内容

４．申出内容の根拠

様式第２号（第６条関係）

苦情処理審査結果通知書

年　　月　　日

申出人（氏名）　　様
評価者（氏名）　　様
調整者（氏名）　　様

人事評価苦情処理委員会　委員長

　　年　　月　　日付申出のありました苦情処理については、苦情処理委員会における審理の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

１．審査結果

２．理由

様式第３号（第６条関係）

苦情処理審査結果報告書

年　　月　　日

任命権者（氏名）　　様

人事評価苦情処理委員会　委員長

年　　月　　日付下記職員より申出のありました苦情処理については、苦情処理委員会における審理の結果、下記のとおりとなりましたので報告します。

記

１．申出職員職氏名

２．申出内容

３．審査結果

４．理由